

発行／三原市人権推進課
編集／三原市大和人権文化センター
住所／三原市大和町下徳良107番地1
電話／0847-33-1308

三原市大和人権文化センターだより

第2回人権学習会のお知らせ

日時

令和2年（2020年）12月12日（土）10:00～11:30

場所

三原市大和人権文化センター 2階 集会室

演題

「すべてのこどもの教育権を守るために！」

講師

NPO法人 ゆにばーさる 理事 山下 真澄 さん

定員 35名（先着順）



※ 講演後、そば打ち教室のみなさんが作った、打ち立てのそばの試食があります。

11月6日（金）に人権の碑周辺の草刈と清掃を行いました。



作業前

作業中

作業後

大和地域センター心配ごと相談のお知らせ

日時 12月18日(金) 9:00～12:00
場所 大和人権文化センター 会議室
相談内容 暮らしの相談・こども相談
相談員2名で対応します。次回は、1月15日(金)の予定。

電話による相談も受け付けています。
大和人権文化センター(0847-33-1308)

人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られますので、気軽に相談してください。

- とき 土・日・祝日は除く
10:00～16:00
- ところ 三原市大和人権文化センター
- 電話 0847-33-1308

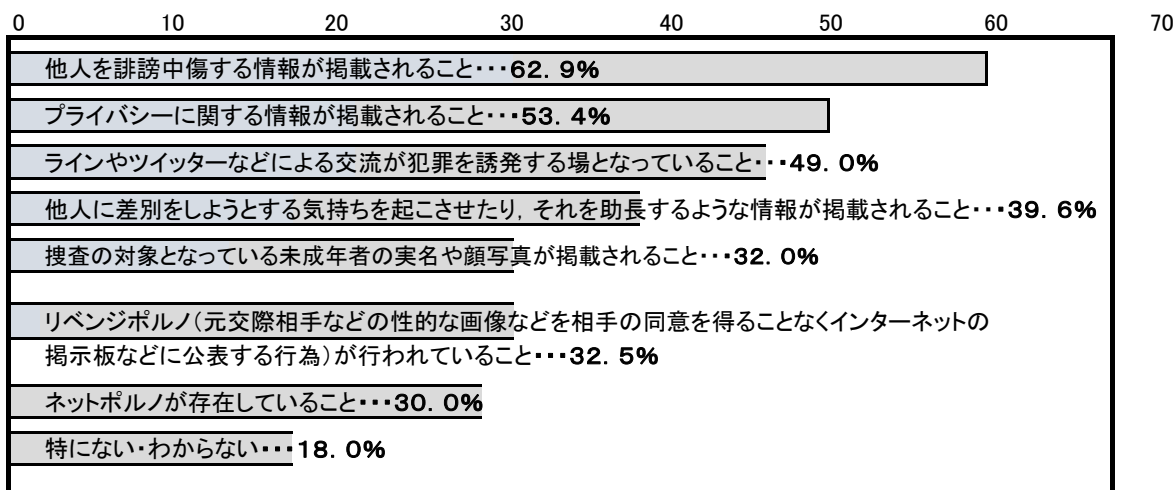
人権ってなんだろう？ NO. 12

インターネット 人権侵害

インターネットの普及に伴い、匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など人権に関わる様々な問題が発生しています。このような書き込みは人を傷つけるものであり、書き込みをした人が罪を問われることもあります。

個人の名誉やプライバシーに関する理解を含め、インターネットを正しく利用しインターネットによる人権侵害をなくすことが必要です。

●インターネットによる人権侵害に関し、現在どのような人権問題がおきていると思いますか？



資料：内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29(2017)年10月)

●インターネットと人権

インターネットは、匿名で簡単に情報発信できることなどから、便利な一方でインターネットを悪用した人権侵害も数多く発生しています。

使い方を誤ると、人の心を傷つけることにもなり、使い方次第で「加害者」にも「被害者」にもなるおそれがあります。インターネット上で情報発信する場合は、差別的な内容を書き込まない、暴力的な言葉を使わない、根拠のないうわさ話を載せない、他人の個人情報を無断で載せないなど、お互いの人権を尊重することを忘れず、配慮を持って利用しましょう。

●もし被害に遭ってしまったら

インターネット上で自分の名誉を傷つける内容が載っていたり、プライバシーを侵害する書き込みがされたときは、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)などに基づいて、プロバイダやサーバの管理者に対し、書き込みをした人(発信者)の情報開示を請求することができます。詳しくは、お近くの地方方法務局にお問合せください。

また、犯罪に巻き込まれそうな場合には、迷わず警察に相談しましょう。

●青少年には、フィルタリングサービスの利用をしてください。

小学生、中学生などの青少年によるインターネット利用が増加する中、青少年が被害者や加害者となり、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。

有害な情報から青少年を守るための有効な手段として「フィルタリング」(有害なサービス・コンテンツをブロックし、無害なサイトのみを閲覧させる仕組み)があります。

携帯電話会社など、インターネットを運営する事業者は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」により、フィルタリングサービスの提供を義務付けられています。

インターネットを使用する際には、犯罪やトラブルに巻き込まれることのないよう、家族でよく相談し、青少年の年齢と判断力にふさわしい「フィルタリング」の設定がなされているか、確認することが大切です。

また、インターネットを安心して利用するために、人権意識やモラルについて普段から家族や友達と話し合い、トラブルに巻き込まれることのないよう、注意し合いましょう。

参考資料(抜粋)「気づきから「きずな」へ。

(広島県人権男女共同参画課・人権啓発冊子)平成29(2017)年3月発行)

※ 次回に続く